

令和元年度第3回燕市障がい者自立支援協議会 書面会議における会議録

No	資料番号 ページ	表題	質問・意見	回答	修正の 有無
1	資料番号3 P4	2. 令和元年度 協議会取り組 み状況	なかなか障害を持たれた方々が一般就労をする場合に移動手段が無いということでしたが、ガイドブックだけで解決したのでしょうか。	<p>今回のガイドブックは、既存の社会資源の見える化を目的に作成したものであり、移動手段の整備・充実といった課題の解決には至っていないものと考えています。</p> <p>移動手段の整備に関する課題につきましては、障がい福祉分野だけでの解決が困難であるため、関係機関と連携して課題解決に向け努めていきたいと考えています。</p>	無
2	資料番号3 P4、別紙	障がいのある 人の「移動」を 支える社会資 源ガイドブック（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・とてもよいものを作成していただき、ありがとうございます。就労支援部会で企業の見学ツアーを計画しているようなので、ホームページに載せるだけでなく、参加企業に配布するなどして広く周知していただけたらと思います。 ・移動支援のページ（P20）ですが、この書き方だと「ヘルパーさんと体育館やプールに行ってヘルパーさんと楽しく過ごして帰ってくる。」ということができるよう読み取れるのですが、その解釈でよいのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・このガイドブックは、障がいのある人及びその家族向けに作成したものであるため、企業への配布は現時点で考えていません。障がいのある人及びご家族からご活用いただけるよう、相談支援事業所等と連携して、周知を行っていきます。 ・ご指摘いただいた表現について、下記のとおり修正を加えました。 <p>（修正前） 『映画を見に行ったり、スポーツをするために体育施設へ行ったりと余暇を安心して楽しむことができるね！』</p> <p>（修正後） 『映画を観に行く、スポーツをするために体育施設へ行くなどの『余暇活動のための外出』を、ヘルパーさんがサポートしてくれるよ！』</p>	有

No	資料番号 ページ	表題	質問・意見	回答	修正の 有無
3	資料番号 3 P6	3. 令和 2 年度 重点項目（案）	「相談支援専門部会・部会主導でガイドブックを作成する」とは何のガイドブックなのか。	「燕市障がい福祉サービスガイドブック」のことです。	無
4	資料番号 3 別紙	障がいのある 人の「移動」を 支える社会資 源ガイドブッ ク（案）『支援・ 介助（障がい福 祉サービス）行 動援護・移動支 援』	障がい者の移動についての制度、社会資源がわかりやすくまとめてあり、大変有難いです。ただし、行動援護、移動支援についての具体的な移動手段と料金等の詳細があると更に参考になります。	移動支援専門部会では、ガイドブックの見直しを令和 3 年度に行うことを予定しています。 ご指摘の『行動援護等の外出を支える支援についての具体的な手段・料金等の詳細』につきましては、部会で検討が必要なことから、今後の見直しの際に利用者にとってより活用しやすいものにしていきたいと考えます。	無
5	資料番号 5 P3～4	令和元年度の 取組～手話言 語の普及等の 推進に関する 条例～	社会全体で手話ができる人が増えるように、すそ野を広げていくため、手話サークルの紹介をすることも大切ですが、小学校の学童期から手話や聴覚障がい者と触れる機会があれば、子供のうちから関心が高まっていくと思われまます。学校教育にも働きかけることはできませんか。	次年度の取組として、小中学生にパンフレットを配布することを予定しています。 また、手話の普及及びろう者への理解を促進することを目的とした手話出前講座も実施する予定です。講座の対象は、市内在住の方が 5 名以上いる団体とし、小中学校、高等学校も含めています。	無

No	資料番号 ページ	表題	質問・意見	回答	修正の 有無
6	資料 5 P3~4	令和元年度の 取組～手話言 語の普及等の 推進に関する 条例～	条例を制定したことで、聴覚障がい者の方々か ら寄せられた意見があれば聞かせてもらえませ んか。	<p>燕市手話言語の普及等推進に関する条例（案）に関するパブリックコメントの回答の中から抜粋してご紹介いたします。</p> <p>『燕市にもようやく、手話言語条例制定に向けての積極的な取組に、とても感謝いたしている。 「手話」は私たち聴覚障がい者にとって、「言語であり、命」である。 手話が分からなくても、出来なくても、関係ない。とにかく、耳が聞こえない聴覚障がい者には、手話や身振り、筆談などで伝える事をご理解して頂ければ幸いだ。燕市はいろんな意味で、観光の名所である。全国や世界からの観光客が沢山来ていると思う。もちろんいろんなろうあ者も来ている。いつでもどこでも誰もが気楽に手話で語り合える豊かな街、燕市である事を誇りに、是非、「燕市手話言語条例制定」に対して心から推進し、大賛成である。何卒よろしく願いしたい。』</p>	無
7	資料番号 5 P6	4. 相談件数・事例	令和元年で1件ということでしたが、市民や障がい者の皆さんへの周知や提案が不足しているのではないかと思います。今後の取組に期待します。	<p>障害者差別解消法については、これまで市のホームページや広報への掲載、市民向けの講演会の開催などを通じて、周知を行ってきました。</p> <p>市民向けの講演会等での周知を継続するとともに、障害者差別解消法に係る相談窓口の周知強化に取り組んでいきます。</p>	無

No	資料番号 ページ	表題	質問・意見	回答	修正の 有無
8	資料番号 5 別紙 2	障害者差別解 消法に関する 相談 相談票	見やすくまとめられていてよかったと思いま す。相談票及びチェックシートは現在も活用して いるのか、それともこれから活用していきたいと 思っているのか教えてください。	相談票及びチェックシートにつきましては、平成 30 年度 に作成し、令和元年度から活用しているものになります。	無
9	—	その他意見等	災害時における障がい者の福祉避難所等の避 難体制について、この自立支援協議会で協議する 必要性を感じています。議題として取り上げてほ しいと思います。	次期燕市障がい者基本計画策定の議題の中で、必要があれば 取り上げさせていただきます。	—
10	—	その他意見等	令和 2 年度は計画策定について大半の時間を 費やすことになりそうですが、計画策定だけで なく各部会が各々の役割を果たしていただきた いと思います。	各専門部会についても予定どおり進めていきます。また、 機会を捉えてご報告させていただきます。	—
11	—	その他意見等	災害時の福祉避難所の設置についても自立支 援協議会で取り上げていただきたいと思います。	No9 の回答と同じ。	—
12	—	その他意見等	成年後見制度に関わっておられる弁護士、司法 書士にも委員になっていただくなど、自立支援協 議会に関わっていただくことはできませんか。	次期計画に成年後見制度利用促進基本計画部分も盛り込 む予定であることから、今後、委員選出の必要性について も検討していきます。	—